

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

| | | | |
|-----------|--|-----------|------------------|
| 受 理 番 号 | 5 3 | 受 理 年 月 日 | 令 和 2 年 5 月 15 日 |
| 件 名 | 宿泊施設建設計画の見直し等 | | |
| 要 旨 | <p>現在、槌屋町の路地に面した住宅を改修し、簡易宿所として営業する計画が進んでいる。槌屋町とその隣の薬師町には既に路地に面した簡易宿所が2軒営業しているが、住民との間でトラブルが度々起こり、不安を抱えながら生活をしているため、これ以上この二つの町内に旅館業に関わる施設は出来てほしくないと強く願っている。</p> <p>ついては、下記の事項を願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非道路だけでなく、2項道路に接道している建物に関しても、旅館業に係る施設の営業ができないよう条例を改正すること。 2 連棟長屋の木造建築において、全ての隣接住民及び近隣住民からの合意が得られなければ、旅館業に関わる施設の営業ができないよう条例を改正すること。 <p>1, 2の理由としては、商業地域、近隣商業地域における2項道路のような狭い路地には、連棟長屋建ての木造住宅が密集していることが多く、このエリアの旅館業に関わる施設として、管理者の常駐不要、玄関帳場不要など、規制の緩い1棟貸しの京町家スタイルの簡易宿所が乱立している。</p> <p>この管理者が常駐しない形態での営業が可能な簡易宿所を上記のような狭い路地に接道する建物又は連棟長屋の木造住宅において営業した場合、宿泊施設で火災が起こった際にその地理的要因から短時間で延焼が起こる可能性が高くなり、また、不特定多数が狭い路地に入出入りし、路地が新型コロナウイルスのような感染症のクラスターになるリスクがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 1, 2の条件に当てはまる、現在営業している簡易宿所においては、スプリンクラー設備の設置及び消防へ直接連絡が可能な火災報知器の設置に加え、火災保険の類焼特約への加入を義務化すること。 4 近隣住民と宿泊者の生命を守るために、延べ床面積が200平方メートル以下の簡易宿所においても、住宅から用途を変更する場合、用途変更の建築確認申請を義務化すること。 5 現在、槌屋町と薬師町で2軒の簡易宿所の営業が行われているが、深夜の騒音、たばこのポイ捨て、ごみの散乱、異臭問題など、多数の問題が発生している。また、運営者の連絡先が掲示されていないため、近隣住民が運営者に苦情を申立てすることすら容易ではなく、運営者の連絡先を知っている住民が電話を掛けても連絡が付かないことが多々ある。このような事態が続いた場合、住民からの依頼を受けて即刻、簡易宿所の営業停止の指導を行うこと。 6 福永弁財天は槌屋町の地域にとって精神的な中心にもなっている大切な存在である。そのお社の正面に簡易宿所が出来ることは、お社の安全性と近隣住民の心の平安も脅かすことになるため、福永弁財天のお社の周囲には簡易宿所の営業を許可しないこと。 <p>なお、本陳情について、署名13筆を添えて提出する。</p> | | |
| 陳 情 者 | | | |
| 回 付 委 員 会 | 教 育 福 祉 委 員 会 | | |